

■■受験対策ミニ講座 10号■■

今年是全国的に冬のおとずれが早いようですが、いかがお過ごしですか？鍋物などで身体を暖め、体力をつけてがんばっていきましょう。ちなみに、生活保護制度の「生活扶助2類」では冬季は寒冷地に暖房費が加算されます。

今回の「低所得者に対する支援と生活保護制度」は定番問題が多く、基本事項を押さえれば確実に得点できる科目でもあります。

第10問「低所得者に対する支援と生活保護制度」

〔28回64〕生活保護法が規定する基本原理、原則に関して、正しいものを一つ選べ。

- 1 すべて国民は、この法律及び地方公共団体の条例の定める要件を満たす限り、この法律による保護を受けることができる。
- 2 この法律による保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人または世帯の実際の必要を考慮して、有効かつ適切に行われる。
- 3 この法律は、地方公共団体が生活に困窮するすべての住民に対し、必要な保護を行い、その自立を助長することを目的としている。
- 4 生活保護の基準は、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえるものでなければならない。
- 5 この法律は、生活困窮に陥った原因によって、保護するかしないかを定めている。

■Plus Column・・・

【「生活保護法」を読もう！】

ソーシャルワークは貧困対策から始まったので、「低所得者に対する支援と生活保護制度」は基本科目ですね。とっつきにくい印象があるかもしれませんが、「生活保護法」を一読することをお勧めします。「生活保護の四原理四原則」は生活保護法の条文が、形を変えて毎回出題されています。

「四原理」で謳われているのは、「生活保護は【1条】国家の責任で行ない、対象は【2条】無差別平等に、【3条】最低生活を保障するが、保護には【4条】資産、能力を活用し、民法による扶養義務優先という要件がある（補足性）」という内容。ここで重要なのは、4条には「但し書き」があり「急迫した事由がある場合は必要な保護を行える」とされていることです。

「四原則」の「但し書き」も頻出です。【7条】申請保護が原則だが、「但し急迫した状況では職権保護ができる」。【8条】厚生労働大臣が定める基準及び程度は「最低限度の生活の需要を満たし且つこれを超えない範囲であること」。【9条】「保護は実際の必要の相違を考慮して」行われ（必要即応）、【10条】世帯単位が原則。「但しこれによりがたい時は、個人を単位としてよい」とされています。

〔28回64〕の正解と解説

「生活保護法の目的、基本原理、原則」に関して正しいのは2。

1×

すべて国民は、この法律及び地方公共団体の条例の定める要件を満たす限り、この法律による保護を受けることができる。

地方公共団体の条例ではなく、生活保護法によります。

2○

この法律による保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人または世帯の実際の必要を考慮して、有効かつ適切に行われる。

「必要即応の原則」にあたります。

3×

この法律は、地方公共団体が生活に困窮するすべての人に対し、必要な保護を行い、その自立を助長することを目的としている。

保護を実施するのは、地方公共団体ではなく、国です。

4×

生活保護の基準は、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえるものでなければならない。

最低限度の生活を満たすに十分でこれを超えないものとされています。

5×

この法律は、生活困窮に陥った原因によって、保護するかしないかを定めている。

「無差別平等の原則」によって、生活困窮に陥った原因のいかんを問わず保護は実施されます。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。